

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

隠岐の島町長 池田高世偉

市町村名 (市町村コード)	隠岐の島町 (325287)	
地域名 (地域内農業集落名)	都万②地区 (油井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月11日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基本的に転作作物としてソバを耕作している。一部で野菜や果樹類を作付けしている。水稻の作付はごく一部のみ。ソバ作付けの為、明渠を施工しているが、水張りを行なうと明渠が壊れる恐れがあるため、水張りは行えない。基本的に漁村であり、耕作は冬季にしか行わない為、ソバ以外の品目の作付けは難しい。他の地域から離れているため、地域外の担い手に来てもらうことも難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は現在の耕作者が耕作を継続する。水活の5年水張り要件を満たすことは難しいため、ソバの作付けに対する転作作物助成が対象外となれば、他の作物導入などの話し合いを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度対象農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
位置付けられた担い手と兼業農家で耕作を継続する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特記事項なし。
(3)基盤整備事業への取組方針
特記事項なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
位置付けられた担い手と兼業農家で耕作を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ソバ播種の際にグリーンサポートを活用してドローン播種を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ③ソバのドローンによる直播 ④ソバの耕作地は畑地化する。				